

令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価（平成30年度分）報告書

令和元年7月

三鷹市教育委員会

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第1 三鷹市教育委員会の活動の概要	3
1 教育委員会の活動の概要	3
2 教育委員会の「平成30年度 基本方針と事業計画」の概要	3
3 教育委員会の「平成30年度の主な審議案件と活動実績」	4
第2 主要な事務事業の点検・評価	7
1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）	9
2 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の実践と仕上げ（指導課）	12
3 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実（指導課）	14
4 いじめの未然防止・早期発見に向けた対策の推進（指導課）	17
5 教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開（学務課）	19
6 学校における働き方改革の推進（指導課）	21
7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実（学務課）	23
8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用（学務課）	24
9 学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施（総務課）	26
10 快適な学校環境の整備（総務課）	27
11 学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施（総務課）	29
12 ICTを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新（総務課）	30
13 児童・生徒数の増減への適切な対応（総務課・学務課）	32
14 教育センターの耐震補強等工事の実施（総務課）	34
15 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進（図書館）	35
16 東部図書館リニューアルに向けた取り組み（図書館）	37
第3 学識経験者の知見の活用	39
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催	39
2 点検・評価に関する学識経験者からの意見	40

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、その所管する主要な事務事業について「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を次のとおり実施する。

なお、点検・評価の実施にあたっては、この点検・評価をより有効なものとするために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、その必要に応じて資料、情報等を可能な限り提供するとともに、教育委員会事務局職員との意見交換を行い、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」を求めることとする。

1 点検・評価の目的

- (1) 教育委員会は、毎年度、主要な事務事業について、その取組状況の点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 教育委員会は、点検・評価に関する学識経験者からの意見を聴取することにより、主要な事務事業に関し、その課題解決やより質の高い取り組みの方向性を目指すための知見として活用していく。
- (3) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

前年度の教育委員会の主要事務事業

3 点検・評価の実施方法

- (1) 点検・評価は、前年度の教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取り組みの方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。
- (2) 教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため開催する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検・評価を行う。
- (4) 点検・評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 三鷹市教育委員会の活動の概要

1 教育委員会の活動の概要

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育に関する事務を処理するために、地方公共団体の長から独立して設置される合議制の執行機関であり、三鷹市教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員により組織されている。教育長は、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催している。定例会では、議案の審議のほか、毎回、教育長報告として各所管部署から行事予定や実績報告を行っている。

また、市立小・中学校の実情を把握するため、新任校長が着任した小・中学校等を対象に学校訪問を実施し、学校経営・授業等に対し指導・助言を行っている。さらに、小・中学校保護者代表との懇談会を開催し、意見交換を行っているほか、学校の研究発表会や学校行事、東京都市町村教育委員会連合会等の各種研修会への参加などの活動を行っている。

2 教育委員会の「平成30年度 基本方針と事業計画」の概要

教育委員会は、教育基本法の実現に向けた責務を自覚し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱とした学校教育の充実により「目指す子ども像」(※)の実現を目指すとともに、生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習の機会を選択して学び、豊かな心を育み、また学んだことを地域に返し、活動に活かしていくという「学びと活動の循環」の構築を目指す。

また、学校施設を地域に開かれた生涯学習の拠点、地域防災の拠点施設として位置付け、地域と連携した積極的な活用を図るとともに、学校・家庭・地域社会の協働と教育への市民参画を推進する。

施策の推進にあたっては、第4次三鷹市基本計画(第1次改定)に掲げる「いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり」、「創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくり」を行政の基本目標とし、「三鷹子ども憲章」(平成20年度制定)の趣旨の徹底を図りながら、「三鷹市教育ビジョン2022(第1次改定)」及び「三鷹市生涯学習プラン2022(第1次改定)」に基づき、市長部局との連携を図りながら、学校教育及び生涯学習を推進するとともに、事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の充実を図ることにより、効果的な教育行政を推進する。

(※)「目指す子ども像」

- 自分を愛し、他人を愛し、三鷹を愛する人
- 確かな学力と健康でたくましい心身を備え、自ら学び続ける人
- 規範意識を備え、社会の一員として自ら責任ある行動がとれる人
- 自分の考えをもち、他者と豊かなコミュニケーションがとれる人
- 国際的な視野とチャレンジする心をもち、積極的に社会や地域に貢献できる人

3 教育委員会の「平成 30 年度の主な審議案件と活動実績」

平成 30 年度は、定例会を 12 回、臨時会を 1 回開催し、議案 28 件の審議のほか、定例会においては、教育長報告としてスポーツと文化部を含む各所管部署からの行事予定や実績報告を行った。

平成 30 年度は、「平成 30 年度事業計画」、「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策の改定」、「三鷹市立中学校における運動部活動の方針」、「平成 31 年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択」等についての審議や、「三鷹市校内通級教室実施方策の改定」等についての協議を行った。さらに、下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応方針に基づく通学区域の一部変更に向けて、関係規則の改正について審議を行った。

また、平成 31 年 1 月に開催した教育委員会と市立小・中学校の保護者代表との教育に関する懇談会では、「PTA活動を地域に広げ、つなげていくために～学校を核としたコミュニティづくりとPTA活動のあり方について」をテーマに、「熟議」の手法を用いて活発な意見交換を行った。

（○は会議の審議案件、●は会議以外の活動）

平成 30 年

4 月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度事業計画の承認について ○三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策の改定について ●平成 30 年度教育施策連絡協議会 出席 ●東京都市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会 出席
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市立中学校における運動部活動の方針について ○三鷹市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の任命について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ●教育委員会協議会の開催（三鷹市立中学校における運動部活動の方針について） ●関東地区都市教育長協議会総会・分科会 出席 ●全国都市教育長協議会総会・研究大会 出席 ●東京都市町村教育委員会連合会定期総会 出席
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市立第二小学校長寿命化改修 I 期工事請負契約の締結の申出について ○三鷹市立第一中学校長寿命化改修 I 期工事請負契約の締結の申出について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱について ○三鷹市立図書館協議会委員の任命について ○三鷹市社会教育委員の委嘱について ●市議会本会議出席（教育長） ●学校訪問（第二中学校・第三小学校）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 29 年度分）について

	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会 出席 ●教科用図書の採択に伴う協議会 出席 ●学校訪問（第四小学校） ●東京都市教育長会研修会 出席 ●第1回総合教育会議 出席
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について（協議） ○平成31年度使用小・中学校教科用図書及び小・中学校教育支援学級用教科用図書の採択について ○「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定に関する協議について（協議） ●教育委員会協議会の開催（「三鷹市大沢の里郷土文化施設条例」の制定について） ●東京都市町村教育委員会連合会研修推進委員会・常任理事会・理事会・理事研修会 出席 ●市議会本会議出席（教育長）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会本会議出席（教育長） ●学校訪問（第四中学校・第五小学校）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○三鷹市大沢の里水車経営農家条例施行規則の廃止について ○教育長の学校法人ルーテル学院評議員の兼職の承認について ○三鷹市いじめ問題対策協議会委員の委嘱について ●東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修会 出席 ●学校訪問（第七中学校・第五中学校） ●東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会 出席
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度一般会計補正予算見積書について ●教育委員会協議会の開催（平成31年度教育課程編成の重点について等） ●連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園開園10周年記念式典 出席 ●市議会本会議出席（教育長）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会本会議出席（教育長） ●学校訪問（東台小学校） ●第2回総合教育会議 出席

平成31年

1月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成31年度一般会計予算見積書について ○三鷹市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について ●教育委員会協議会の開催（平成31年度一般会計予算見積書について） ●東京都市町村教育委員会連合会常任理事会・理事会・理事研修会 出席 ●学校訪問（第一小学校） ●市町村教育委員研究協議会 出席 ●教育委員会と市立小・中学校の保護者代表との教育に関する懇談会
----	---

2月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 31 年度基本方針の承認について ○三鷹市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について ○三鷹市立小・中学校卒業式及び入学式に使用する告辞文について（協議） ○校長人事の内申について ○副校長人事の内申について ○学園長及び副学園長の指名について（協議） ●東京都市町村教育委員会連合会研修会 出席 ●市議会本会議出席（教育長）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理の承認について ○三鷹市校内通級教室実施方策の改定について（協議） ○職員派遣に関する協定について ○職員人事について ●市議会本会議出席（教育長） ●教育委員会協議会の開催（三鷹市校内通級教室実施方策の改定について） ●教育委員会表彰

第2 主要な事務事業の点検・評価

令和元年度点検・評価対象事業（平成30年度分）は、平成30年度当初に教育委員会「基本方針と事業計画」において15事業を設定したほか、年度中に社会的に強い関心が寄せられた事案に関する事業を1事業選定し、以下の16事業とした。

No.	事業名	担当課	事業評価		該当ページ
			進捗状況	成果	
1	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課	A	A	9
2	「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の実践と仕上げ	指導課	A	A	12
3	知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	指導課	A	A	14
4	いじめの未然防止・早期発見に向けた対策の推進	指導課	A	A	17
5	教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開	学務課	A	A	19
6	学校における働き方改革の推進	指導課	A	A	21
7	児童・生徒の安全を見守る体制の充実	学務課	A	A	23
8	学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用	学務課	A	A	24
9	学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施	総務課	A	A	26
10	快適な学校環境の整備	総務課	A	A	27
11	学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施（※）	総務課	A	A	29
12	I C Tを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新	総務課	A	A	30
13	児童・生徒数の増減への適切な対応	総務課・学務課	A	A	32
14	教育センターの耐震補強等工事の実施	総務課	A	A	34
15	「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進	図書館	A	B	35
16	東部図書館リニューアルに向けた取り組み	図書館	A	A	37

（※）年度中に社会的に強い関心が寄せられた事案に関する事業

点検・評価
個別評価表の見方

平成 30 年度事業計画の該当箇所を記載
ただし、平成 30 年度当初に「点検・評価」対象事業として設定していなかったが、社会的に強い関心が寄せられた事業を「点検・評価」対象事業として選定した場合、「特」と表記

No.14 教育センターの耐震補強等工事の実施		
平成 30 年度事業計画	目標Ⅳ-6 担当課 秘書課	
事業の背景・目的		
学校教育の充実と振興を図るために昭和 55 年に設置した三鷹市教育センターについて、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、耐震補強等工事を実施し、平成 29 年度に引き続き実施する。		
平成 30 年度の取組について		
目標	三鷹市教育センター耐震補強等工事を予定どおり完了させ、円滑な再移転に向けて、空調機器保全整備等に取り組む。また、教育センター暫定施設の解体工事に向けた設計業務を行う。	
指標	<ul style="list-style-type: none"> 教育センター耐震補強等工事の実施 教育センター耐震補強等工事完了後の再移転に向けた空調機器保全整備等の実施の取り組み 教育センター暫定施設解体工事に向けた設計業務の実施 	
取組状況	<p>教育センターの耐震補強等工事は、平成 29 年度からの複数年の工事期間において安全に工事が完了し、建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器の LED 化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、3 階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行った。</p> <p>耐震補強等工事完了後は、平成 31 年 4 月末の再移転に向けて、空調機器保全整備等の付帯工事・作業に着手した。</p>	
事業評価	進捗状況に対する評価	<p>A:計画どおり(計画以上の進捗を含む)</p> <p>B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)</p>
	成果に対する評価	<p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
今後の取組・課題		
耐震補強等工事完了後は、平成 31 年 4 月末の再移転に向けて、空調機器保全整備等や配線工事などを実施する。令和元年度は、教育センターへの円滑な再移転とともに、教育センター暫定施設の解体工事を設計に基づき実施する。		

事業を実施する目的や事業実施の背景等を記載

平成 30 年度事業計画と関連付けて、平成 30 年度単年度の目標を記載

具体的に実施する内容を記載

平成 30 年度の取組状況を記載

【進捗状況】
B・Cとした場合は、遅れた理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載

【成果】
S、B、Cとした場合はその理由を「取組状況」または「今後の取組・課題」に記載
(達成度 S:100%超、A:90~100%、B:70%~90%未満、C:70%未満または取組方針変更等)

平成 30 年度の取組状況を踏まえ、翌年度以降の取組と課題を記載

No.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成 30 年度事業計画

目標Ⅰ-1,2,3 Ⅱ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

三鷹市教育ビジョン 2022（第1次改定）を踏まえ、小・中一貫カリキュラムに基づく義務教育9年間の連続性と系統性のある指導の充実を図り、児童・生徒の人間力、社会力及び確かな学力を育む教育の充実と発展を目指す。また、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画し、学校教育を支援する「コミュニティ・スクール」を基盤とした学校づくりを推進し、学園としての教育力の向上を図る。

さらに、近時の国の法制度の改正を生かし、より一体感のある学園経営と持続可能な「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を推進する。

平成 30 年度の取組について

- | | |
|----|---|
| 目標 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 国の法制度の改正を生かして、より一体感のある学園経営と持続可能な「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を推進する。リーフレットの改訂を行い、保護者・地域関係者に幅広く周知する。 (2) 学園・学校での教育活動の成果を検証し、改善を絶えず行えるよう、自律的な学園・学校経営の推進に向けた学校評価・学園評価の計画的な実施を図る。 (3) コミュニティ・スクール委員会会長を対象とした「コミュニティ・スクール会長連絡会」や「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」、「学園長とコミュニティ・スクール会長・副会長との合同連絡会」を活用し、学園間の交流・連携の推進を図るとともに、協議の活性化に向けた熟議等を推進する。 (4) 地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するため、学園やコミュニティ・スクール委員会の広報活動及び「学校支援者養成講座」等、三鷹ネットワーク大学と連携した研修機能を充実する。 (5) 各学園の主体的で特色ある取り組みを一層推進するため、学園から企画提案を募り、企画提案に基づく事業を計画する。 (6) 「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づく小・中一貫教育の充実により、学園として一体感のある教育を推進する。 (7) 社会教育法の一部改正を生かして、コミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）を配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化し、コミュニティ・スクールとしての事務局的な機能の充実を図る。 (8) 3 学園（連雀学園・東三鷹学園・おおさわ学園）合同による開園 10 周年記念事業を実施し、これまでのあゆみを振り返るとともに、学園の未来に向けて発信する機会とする。 |
|----|---|

- | | |
|----|---|
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加 ・学校支援ボランティアの登録者数及び参加者数の増加 ・2 学園（三鷹中央学園・鷹南学園）のコミュニティ・スクールガイドの内容の更新及び各学園のコミュニティ・スクールだより等を活用した積極的な広報活動 |
|----|---|

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援者養成講座の研修内容の充実 ・3学園合同による開園10周年記念事業の実施と記念誌の作成及び発行
取組状況	<p>(1) 平成30年4月から、地方教育行政法や学校教育法等の一部改正を生かして、「コミュニティ・スクール委員会」を学園単位の学校運営協議会として一本化するとともに、三鷹市内の小・中一貫教育校を「小中一貫型小学校・中学校」とし、学園長がリーダーシップを発揮しながら小・中一貫教育校を統括して学園を運営できるよう、学園長の権限を明確化したほか、管理職を含む学園内のすべての小・中学校の教員を兼務発令し、学園の教員としての意識を高めるなど、より一体感のある学園運営を推進した。</p> <p>改訂した「リーフレット」やコミュニティ・スクール委員のための「活動ハンドブック」を活用し、コミュニティ・スクール委員の共通認識や情報共有を図り研修を充実させた。また、地域・保護者への情報発信充実のためにコミュニティ・スクールガイドの内容更新（2学園）及びコミュニティ・スクールだよりカラー版の作成に取り組んだ。</p> <p>(2) 前年度の各学園の評価・検証報告（学園運営、教育活動等の成果や課題と改善策等）のまとめを予定どおり6月に公表し、コミュニティ・スクール委員会等で情報提供を行った。校長会や学園長会議等での進捗状況の確認により、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価を活用した学校評価・学園評価を計画どおりに実施・公表した。自律的な学園・学校運営とするために改善策等について学園の教育計画等に反映した。</p> <p>(3) 持続可能で発展的なコミュニティ・スクールの体制支援のために、7月に「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」を実施し、7学園の横の連携を図るために、これまでの振り返りと今後の展望について熟議を行った。10月には「学園長とコミュニティ・スクール会長・副会長との合同連絡会」を行うとともに、12月には「コミュニティ・スクール会長連絡会」を実施し、情報交換及び意見交換した内容を次年度の学園の教育計画等に反映した。</p> <p>(4) 2月に三鷹ネットワーク大学と連携し、全7学園のコミュニティ・スクール委員に加え、今後の委員候補者も対象とした「学校支援者養成講座」を実施した。100人を超える参加があり、コミュニティ・スクール活動に対する共通認識や情報共有の充実を図ることができた。</p> <p>(5) 各学園からの企画提案を受けて、その中から三鷹中央学園「防災教育副読本の作成」、鷹南学園「メンタルトレーニングの実施」を行い、学園とコミュニティ・スクール委員会と連携した主体的で特色ある取り組みを推進した。</p> <p>(6) 学校、家庭、地域が一体となった児童・生徒の望ましい学習習慣や生活習慣の定着のために学園の「『学び』のスタンダード」に基づき、学園の全保護者、児童・生徒に取り組みの啓発を行い、実践内容の充実を図った。「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の実践事例集」を作成し、全学園で情報を共有した。</p> <p>(7) 三鷹中央学園、鷹南学園、おおさわ学園の3学園にコミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）を配置し、学校支援ボランティア募集シス</p>

		<p>テムの導入の推進や教育ボランティア養成講座の実施など、学校と学校支援ボランティアとの調整機能が強化された。</p> <p>(8) 平成 30 年度に開園 10 周年を迎えた 3 学園（連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園）の記念事業として、記念式典の合同開催、記念誌の作成、横断幕作成等を計画どおり実施した。合同記念式典には、来賓、保護者、7 学園のコミュニティ・スクール委員、地域関係者や教員を含め 500 人以上が参加しこれまでのあゆみを振り返ることで、3 学園のみならず全 7 学園にとってもこれまでの成果を振り返る機会となった。</p> <p>(9) 各指標の結果については、市立中学校への進学者数の割合は 77.4%（前年度比 2.5 ポイント減）となったが、継続的に概ね 8 割を維持しており、引き続き一層の小・中一貫教育の充実及び進学者率の向上を図る。学校支援ボランティアの登録者数は 2,007 人（前年度比 815 人減）となったが、延べ参加者数は 25,819 人（前年度比 4,693 人増）となり、地域活動や見守り支援などを含め、学校支援者の活動は活性化された。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
<p>今後の取組・課題</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を生かして、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に一本化したことに伴い、より一体感のある学園運営や教育活動のさらなる充実・発展を図る。</p> <p>学園及び学校の運営と必要な支援に関して一定の権限をもつ協議機関として7つの学園に設置したコミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図り、保護者や地域の意向が学園・学校運営に、より一層反映されるように支援する。</p> <p>地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進するとともに、学園、学校、コミュニティ・スクール委員会の活動の意義、内容、成果等の情報発信を充実し、地域の理解を深め、学校支援者の拡大を図る。</p> <p>学園・学校支援がさらに組織的かつ継続的に可能となるようコミュニティ・スクール推進員の配置を3学園から5学園に拡充し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化しながら、地域人財の活躍による学校支援活動等の更なる充実を図る。</p> <p>三鷹の森学園、三鷹中央学園、鷹南学園が開園 10 周年を迎えることから、開園 10 周年記念事業を実施し、これまでのあゆみを振り返るとともに、学園の未来に向けて発信する機会とする。</p>			

No.2 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の実践と仕上げ

平成30年度事業計画

目標Ⅱ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

新学習指導要領を踏まえて平成29年度に改訂した小・中一貫カリキュラム（暫定版）について、指導内容の追記等カリキュラムの仕上げと教育活動における実践を図り、義務教育9年間の連続性と系統性のある教育活動を推進する。

平成30年度 of 取組について

<p>目標</p>	<p>平成30年5月に三鷹市公立学校教育研究会と共催で「三鷹市立小・中学校合同研修会」を開催し、全教員に小・中一貫カリキュラム（暫定版）の周知・活用を図る。</p> <p>6月から12月までの期間で13教科・領域部会においてカリキュラムの仕上げ作業を行い、平成31年2月の完成、4月配布を目指す。</p> <p>平成31年度に向け「カリキュラムの周知・活用」及び「学園版カリキュラム」の作成準備を進める。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立小・中学校合同研修会」の実施及び教員研修の実施 ・小・中一貫カリキュラムの完成 ・小・中一貫カリキュラム（暫定版）の周知・活用による授業力の向上と「学園版カリキュラム」の作成に関しての次年度の計画策定と周知
<p>取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立小・中学校合同研修会」（5月9日）を実施し、小・中一貫カリキュラム（暫定版）について説明（指導課・教員によるプレゼンテーション、カリキュラム作成委員会委員長である上智大学 奈須正裕教授による講演）し、全教員で共通理解を図った上で、活用と改訂作業に取り組んだ。 ・昨年度に引き続き、カリキュラム作成委員会及び13教科・領域部会を設置し、外部専門家（15名）、三鷹市立小・中学校の校長、副校長、教員（103名）により、各教科等の「見方・考え方」を明確に示し、「見方・考え方」を生かした「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業案を取り入れ小・中一貫カリキュラムの改訂を行った。平成31年3月に完成し、4月に全校に配布した。 ・小・中一貫カリキュラム（暫定版）を活用し、現在行っている学習が、上の学年のどの学習に結びついていて、つまづきがあった場合には、どのような困難が生じるのか、下の学年ではどのような学習を行い、つまづきがあった場合、どの学習に立ち戻って指導すればよいのかを理解しながら指導に取り組んだ。 ・令和元年度は児童・生徒の実態や地域特性に応じた「学園版カリキュラム」を各学園で作成し、保護者・地域と共有し改善を重ねていくことを、校長会・副校長会・各主任会で周知し、各学園で作成計画を策定した。

事業評価

進捗状況に対する評価

A

A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）

B:少し遅れた

C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）

	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた	A:目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、小・中一貫カリキュラムの周知及び実効的活用（日常授業の改善、研修、自己申告書への記載、学園研究等の実践の蓄積と共有）を行う。 ・各学園、児童・生徒の実態や地域特性に応じた「学園版カリキュラム」を各学園で作成し、保護者・地域と共有・改善を重ねることにより、補習学習の工夫や、学校支援ボランティア等の効果的な活躍、家庭学習の改善など「社会に開かれた教育課程」を実現する。 ・各教科等の「見方・考え方」を生かし「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を学校・学園で組織的に推進する。 ・小・中一貫カリキュラムを活用し、つまずきを速やかに解消する指導や下の学年の既習事項を意識した指導について効果的な指導を研究し、指導方法や学習環境の改善を図る。 				

No.3 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

平成30年度事業計画

目標Ⅱ-2

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努める。新学習指導要領への適正な移行に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善を図る。

平成30年度の実施について

目標	<p>(1) 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂した小・中一貫カリキュラムを活用した義務教育9年間における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進 小学校5・6年生の教科外国語(英語)及び3・4年生の外国語(英語)活動の教員の指導力向上に向けた教員研修の充実 みたか地域未来塾の5学園への拡充による、参加児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着 <p>(2) 豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校「特別の教科 道徳」の適正な教科書採択 道徳教育推進拠点校による授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導及び適正な評価方法に関する研究成果を市内全校で共有 <p>(3) 健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 体力調査を基にした各校の課題に応じた取り組みの推進と、アクティブライフ研究実践校(井口小)、スーパーアクティブスクール(第六中)及びオリンピック・パラリンピック教育推進委員会における情報共有を基にした日常的な指導の充実
----	---

指標	<ul style="list-style-type: none"> 小・中一貫カリキュラム及び「三鷹『学び』のスタンダード」を活用した指導課(指導主事、参与等)による学校指導・助言回数 小学校教員の指導力向上に向けた外国語(英語)研修実施回数(10回) みたか地域未来塾事業の5学園拡充 中学校道徳科の適正な教科書採択 道徳教育推進委員会における道徳教育推進拠点校等の参観、適正で効果的な指導及び評価方法の共有 中学校体育教員の専門性を活かした小学校体育指導の充実(乗り入れ、研修等) オリンピック・パラリンピック教育推進委員会における先進事例の共有及び実践事例集の作成
----	---

取組状況

- ・小・中一貫カリキュラムについて全教員悉皆研修を実施するとともに、指導課訪問（11回）及び訪問指導（189回）、若手教員育成研修（1年次から3年次）及び中堅教諭等資質向上研修において、小・中一貫カリキュラム及び「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の授業改善の視点を取り入れた指導・助言を行った。全校の教員が「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）を活用した学習指導の改善・充実を年間の目標として自己申告書に記載するとともに、年間を通して、管理職による授業観察や指導・助言等を行った。
- ・指導主事が小学校教員対象の外国語（英語）研修を年間13回実施し、指導力向上を図った。実施後の研修参加者アンケートでも満足度が高かった。
- ・みたか地域未来塾事業を5学園に拡充して実施するとともに、進捗状況確認のための訪問観察を行った。児童・生徒、保護者アンケートを実施することで、学習時間の増加や学習意欲の向上を確認できた。
- ・中学校「特別の教科 道徳」教科書採択を適正に実施するとともに、全校が道徳教育の年間指導計画の見直しを行った。若手教員育成研修において「特別の教科 道徳」について研修を行うとともに、指導課訪問（11校）においても指導・助言を実施した。
- ・道徳教育推進委員会を年2回実施し、効果的指導及び評価について共有するとともに、道徳教育推進拠点校（第五中）の授業公開を実施し効果的指導の共有化を図ることにより、「特別の教科 道徳」実施における指導改善を図った。
- ・中学校体育教員による小学校体育乗り入れや、実技研修等を全学園で実施することにより、小学校体育指導の充実を図った。平成30年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果では、小学校では、男子の第4・5・6学年が東京都の平均を上回り、中学校では、男女ともに、全学年が東京都の平均を上回った。（平成29年度は、小学校第6学年・中学校第3学年の合計点が男女ともに東京都の平均を上回った。）
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を年2回実施し、アクティブライフ研究実践校（井口小）、スーパーアクティブスクール（第六中）における研究成果を共有し、全小・中学校の実践事例集を作成した。

事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

・令和元年度は、令和2年度より小学校で全面実施となる5・6年生の教科外国語（英語）及び3・4年生の外国語（英語）活動について、移行期間中である令和元年度より先行実施することを踏まえ、教員の指導力向上に向けて教員研修の充実を図るとともに、中学校英語教員の専門的な支援等を計画的に行う。

- ・平成 30 年度に整備したタブレット端末等を活用し、普通教室において「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、小・中一貫カリキュラム（ICT教育）に基づき ICT の効果的な活用を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」においては、「考え、議論する道徳」の授業を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとともに、教科書を使用した指導・評価の充実・改善に努める。さらに、道徳授業地区公開講座等の機会を生かし、積極的に保護者や地域への発信・協議を行い、学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進を図る。
- ・国や都の学力調査、体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実を図るとともに、市長部局とも連携しオリンピック・パラリンピック教育を展開するなか、2020 東京大会、ラグビーワールドカップへの気運醸成を図るとともに、一人ひとりの学力や体力の向上を図るための授業改善を進める。

No.4 いじめの未然防止・早期発見に向けた対策の推進

平成 30 年度事業計画

目標Ⅱ-4

担当課

指導課

事業の背景・目的

三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の策定（平成 27 年 1 月）から 2 年が経過し、この間の実態調査等で明らかになった児童・生徒の現状や各学園・学校の実践の成果及び課題を踏まえて、さらに実効性のある内容とするために、平成 29 年 3 月に基本方針の改定を行った。

「いじめの定義」変遷の周知と共有化、軽微な「いじめ」を見逃さない教職員の鋭敏な人権感覚の一層の向上、学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底、保護者や地域への周知の重要性等改定の趣旨を踏まえ、市と教育委員会が連携して、学校、家庭・地域とともに、いじめ防止対策の充実と推進を図る。

平成 30 年度の取組について

目標	(1) 三鷹市いじめ防止対策推進基本方針（平成 29 年 3 月改定）に基づく、「学校いじめ防止基本方針」の見直し (2) 学校いじめ対策委員会による組織的な対応といじめ対策年間計画に基づく未然防止・早期発見の取り組みの推進 (3) いじめ問題対策協議会を活用した効果的な取り組みの推進
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の改定及びホームページ等での公表、保護者会等における説明 ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におけるいじめの「解消率」
取組状況	(1) 全小・中学校において「学校いじめ防止基本方針」の改定及びホームページ等での公表、保護者会等における説明を実施した。 (2) いじめの早期発見及び組織的対応による解消率の向上に向け、アンケート調査（年 3 回）後に、学校いじめ対策委員会において調査分析し、「認知」等の判断と解決に向けた対応等の検討を行い、組織的に解決に向けて取り組んだ。 (3) いじめ問題対策協議会を年 3 回実施し、いじめ問題の現状を共有し、児童・生徒によるいじめ防止の実践を紹介した。また重大事態が発生した際の対応について検討を行った。 (4) 小・中一貫カリキュラム（ICT教育）に、小・中学校 9 年間を通じた情報モラル教育を位置付け完成させた。 (5) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におけるいじめの「認知件数」は、平成 29 年度は小学校 82 件（28 年度 53 件、27 年度 84 件）、中学校 53 件（28 年度 52 件、27 年度 54 件）、「解消率」は、平成 29 年度は小学校 88%（28 年度 85%、27 年度 77%）、中学校 100%（28 年度 81%、27 年度 85%）となった。

		※参考 平成 29 年度東京都「解消率」 小学校 87%、中学校 87%	
事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等
今後の取組・課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知後の指導による解消率の向上に向けた更なる取り組みについて検討・推進する。 ・児童生徒のいじめ防止の取り組みの推進に加えて、弁護士によるいじめ防止授業等を含む関係機関と連携したいじめ防止対策を推進する。 ・スマートフォン等を所持する児童・生徒の増加によって懸念される SNS を介したトラブルの対応に関する指導を充実させる。 			

No.5 教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開

平成 30 年度事業計画

目標Ⅱ-5

担当課

学務課

事業の背景・目的

三鷹市教育支援プラン 2022(第1次改定)に基づき、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな教育支援の充実を図り、障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援する。一人ひとりのニーズに応えられる教育支援を推進し、0歳からの教育支援が行えるよう、福祉・保健・医療等諸機関との連携、相談、支援体制を強固にしていく。

市内全小学校に設置が完了した「校内通級教室」において巡回指導を開始するとともに、中学校における校内通級教室等のあり方について検討を進める。また、通常の学級で教育支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう教員研修体制を整備する。

平成 30 年度 of 取組について

<p>目標</p>	<p>(1) 乳幼児・児童・生徒等の一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するために、個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインを周知するための研修を実施し、確かな実態把握と計画の作成を行い、活用を図る。</p> <p>(2) 市内全小学校に設置が完了した「校内通級教室」において巡回指導を開始し、通常の学級担任と巡回指導教員等との連携により、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等の支援を推進するとともに、校内通級教室における指導の評価と検証を行う。また、中学校における校内通級教室等のあり方について、小・中学校を合わせた実施方策に改定する。</p> <p>(3) 教育支援推進委員会において、授業改善の観点から、教育支援プラン 2022 の推進状況を検証する。</p> <p>(4) 福祉・保健・医療等関係機関と連携した支援を進めるスクールソーシャルワークを拡充し、市配置のスクールカウンセラー（SSW 兼職）を中学校に拡充して、小・中一貫した相談支援体制の整備を行う。また、子どもの貧困対策への対応も含めた児童・生徒や保護者へのよりの確な支援のために、学校や総合教育相談室と子ども家庭支援ネットワークとの緊密な連携を図る。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する的確な個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用 ・通常の学級における誰にでもわかりやすい授業及び特性に応じた授業の改善 ・小学校校内通級教室の巡回指導体制の確立と的確な通級指導の開始及び終了の仕組みの推進 ・中学校における校内通級教室等のあり方の検討 ・市配置のスクールカウンセラーの中学校拡充による小・中一貫した継続支援
<p>取組状況</p>	<p>(1) 個別指導計画・個別の教育支援計画ガイドラインの周知と活用の定着により、個別指導計画については、小学校で 6.4%（前年度 5.5%）の児童、中学校で 8.9%（前年度 5.4%）の生徒に対して作成され、支援が必要な児童・生徒の指導の目標や内容、配慮事項などについて、教職員の共通理解の下にきめ</p>

細かな指導を進めることができた。小・中学校教員の連携への意欲が高まったことから個別の教育支援計画についても作成枚数の増加が見られるとともに、各校の教育支援コーディネーターが、「学習・行動面のチェックシート」等の活用による実態把握を教員に呼びかけ、学校教職員全体による教育支援校内委員会の組織が的確に機能した成果が見られた。

(2) 小学校では、平成 30 年 4 月から第二小学校を新たな拠点校として開設し、市内 4 拠点校での巡回指導体制を確立して的確な通級指導を実施した。児童に必要な指導と支援が進み、保護者、児童や教員の理解が深まったことにより、校内通級教室実施前の平成 28 年度以降 3 年間で児童数が倍増し、児童の行動のコントロールや対人関係面での成果が見られた。また、通常の学級での児童の課題発見と、拠点校教員による的確な行動観察や、諸検査をもとに年間 11 回の通級支援委員会において、適正に通級指導の開始及び終了を審議した。中学校における校内通級教室のあり方について検討を行い、平成 31 年 3 月に「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」として改定した。

(3) 教育支援推進状況調査を全小・中学校において実施し、その結果を基に、教育支援推進委員会において検証を行った。ユニバーサルデザインに関する研修会を小・中学校や学園単位で行った結果、授業の流れの提示や板書計画の作成、視覚提示の多用など、誰にでもわかりやすい授業が浸透してきたが、一人ひとりの特性に応じた支援のさらなる取り組みが必要であることが確認された。

(4) 子どもの貧困対策への対応を含めたスクールソーシャルワークの強化として、教育相談員、就学相談員に加え、中学校に配置を拡充した市配置のスクールカウンセラーが小・中一貫した継続支援を行った。関係機関と連携して対処した件数は 373 件と前年度比 51 件減となったが、訪問回数は 693 回と前年度比 287 回増となった。福祉・保健・医療等関係機関と連携し、ケースに応じたきめ細かな対応と連携が行われ、ニーズに対してより迅速に対応できたために、子どもを取り巻く具体的な生活環境の改善や、子ども及び保護者の健康や安全の向上が見られた。

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む。) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

改定した「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づき、中学校における校内通級教室での指導が適切に開始できるよう準備を進めるとともに、不登校傾向の児童・生徒に対する対応について、適応支援教室(仮称)の設置に向けて検討・準備を行う。

また、教育相談員、就学相談員や市配置のスクールカウンセラーが、小・中一貫した相談や支援を行い、子どもの貧困への対応も含め、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援を行うスクールソーシャルワークをさらに推進する。子ども家庭支援ネットワークの中で、子ども発達支援センターをはじめ、福祉・保健・医療等関係機関とのさらなる連携を図る。

No.6 学校における働き方改革の推進

平成 30 年度事業計画

目標Ⅲ-1

担当課

指導課

事業の背景・目的

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や都の施策と連動しながら、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持・向上を図る。

- ①教員が担うべき業務に専念できる環境の整備（学校マネジメント強化モデル事業の拡充やスクール・サポート・スタッフの配置など人員体制の整備、留守番電話の設置による時間外連絡体制の確立）
 - ②教職員の意識改革（タイムマネジメント、学校閉庁日や退校目標時間設定等）
 - ③部活動の適正化（運営方針の策定、部活動指導員の導入促進、部活動休養日の設定等）
- を柱とした諸施策を地域・保護者の理解を得ながら学校とともに総合的に推進し、教員の最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整え、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図る。

平成 30 年度 of 取組について

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校による業務軽減に向けた支援の推進 ・タイムマネジメント力の向上やライフ・ワーク・バランスの意識醸成など教員の意識改革の推進 ・三鷹市立中学校における運動部活動の方針の策定による部活動の適正な実施
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長の業務を支援する「副校長補佐」の配置拡充及び教員の業務支援を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置 ・夏季休業中の学校閉庁日の実施 ・退庁時間以降の留守番電話の設置 ・三鷹市立中学校における運動部活動の方針の策定と部活動指導員の全中学校へのモデル配置 ・地域・保護者の理解促進への周知・広報活動
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、4月から副校長補佐（3校）及びスクール・サポート・スタッフ（5校）を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー機能を担う市配置のスクールカウンセラーを中学校に拡充した。 ・平成 30 年 5 月に「三鷹市立中学校における運動部活動の方針」を策定し、適切な休養日、活動時間を定めることで、部活動の適正な実施を推進した。また、8月からは部活動指導員を全中学校に配置し、指導内容の充実や教員の長時間勤務の解消等部活動の指導・運営体制の構築を図った。 ・地域・保護者向けの通知を教育委員会と学校との連名で発出するとともに、東京都の補助金を活用して市立学校全 22 校に留守番電話を設置するなど、教員の業務軽減に向けた取り組みを実施した。

	<p>・年2回（7月・1月）在校時間調査を実施した結果、専門スタッフを配置した学校については、未配置校と比べ、在校時間の短縮が図られていることが確認できた。</p>	
事業 評価	進捗状況 に対する評価	<p>A</p> <p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に に対する評価	<p>A</p> <p>S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>
<p>今後の取組・課題</p>		
<p>令和元年度は、スクール・サポート・スタッフの配置を全22校に拡充するとともに、部活動指導員についても各中学校に2名配置する。</p> <p>校務支援システムの更新に伴い、教員の在校時間を客観的に把握できるようになったことから、管理職による面談を通して各学校の教員の業務の平準化を図るとともに、さらなる教員のタイムマネジメント力の向上とライフ・ワーク・バランスの意識醸成を研修等の機会を通して推進する。</p> <p>運動部活動の方針について、文化庁のガイドライン等を踏まえた文化部活動の方針を加え、三鷹市立中学校の部活動の方針として改定する。</p> <p>教育課程編成にあたり会議の精選や学校行事の見直しを行うとともに、年次有給休暇の取得促進に向けて夏季休業中の学校閉庁日を拡大するなど、地域・保護者の理解のもとで各施策を実施していく。</p> <p>引き続き、国や都の施策とも連動しながら、取り組みの実施状況の点検と段階的な拡充を図るとともに、働き方改革プランの改定についても推進会議で検討を進めていく。</p>		

No.7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

平成30年度事業計画

目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

現在、学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用や、全市立小・中学校に設置した防犯カメラ、非常通報装置などの適切な運用により、学校における児童・生徒の安全確保に努めているところであり、今後も、引き続き市や関連機関等と連携を図りつつ、一層の児童・生徒の安全を見守る体制の充実を図る。

平成30年度の取組について

目標	学校と地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完するため、東京都の通学路防犯設備整備補助制度を活用し、小学校の指定通学路に防犯カメラを設置し抑止力を向上させることで、児童のさらなる安全確保を図る。		
指標	小学校3校（第四小、第七小、高山小）の通学路各5箇所（箇所）に防犯カメラを設置する。		
取組状況	<p>東京都の補助制度を活用し、平成30年度は小学校3校（第四小、第七小、高山小）の通学路に各5台の防犯カメラを設置した。設置場所については、各校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校をはじめPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討・協議を行い、地域の実情に応じた設置場所の選定を行った。平成30年度の3校の設置をもって、全市立小学校15校の通学路への防犯カメラの設置が完了するが、これにより、地域の見守り活動が充実するなど、児童の安全確保に係る環境整備が推進された。</p> <p>また、平成30年7月に国から要請があった登下校時における児童生徒等の安全確保対策として、各小学校において通学路の緊急点検を実施し、そのうち小学校4校（第五小、高山小、中原小、北野小）においては、学校、保護者、警察署、青少対・交通対、市（安全安心課、児童青少年課、道路交通課）、教育委員会（学務課）が連携して、緊急合同点検を実施した。点検の結果、道路管理者によって外側線の設置などの対応がとられ、危険箇所の改善につながった。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

通学路の安全確保については、防犯カメラ設置後の検証等を行うとともに、市長部局や関係機関等と情報を共有しながら、学校と地域等が連携した地域の防犯力の向上が図られるよう、児童の安全確保に係る取り組みを進めていく。また、緊急合同点検等の結果を踏まえた環境整備に努める。

No.8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

平成 30 年度事業計画

目標Ⅳ-1

担当課

学務課

事業の背景・目的

学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託の拡大を推進し、全校委託に向けて実施する対象校の検討・決定を行うとともに、引き続き学校給食による食育の推進と調理施設・設備などの改善を行う。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」において課題の把握と改善に向けた検討を行う。

市内産の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより新鮮でおいしい給食を提供するとともに地産地消を促進し、市内産野菜の活用を推進する。

平成 30 年度の取組について

<p>目標</p>	<p>平成 31 年 4 月から給食調理業務委託を開始する第四中、委託の開始・更新から 5 年経過する第六小、北野小、第六中について、事業者の選定を行う。また、平成 30 年度新たに給食調理業務の民間委託を実施する第七小及び既委託実施校について、実施状況の把握を行う。</p> <p>市内産野菜の活用については、「三鷹産野菜の日」を開催し、使用率の向上に努めるとともに、学校給食における市内産野菜活用推進連絡協議会等において、市内産野菜の供給システムの構築など具体的な検討と準備を行う。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第七小で給食調理業務委託を開始するとともに、第四中の給食調理業務委託事業者を選定 ・平成 31 年 4 月から新たに 1 校の委託化準備を行い、委託校を計 18 校とする。 ・市内産野菜の使用率向上に向けた、全市立小・中学校での「三鷹産野菜の日」の開催及び供給システムの構築などの具体的な検討と準備
<p>取組状況</p>	<p>第七小学校の給食調理業務委託開始により、委託校は 17 校となった。委託校においては、保護者、学校、委託事業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を、第七小学校では 7 月と 2 月に、その他の委託校では 1 月～2 月に開催し、各校における良好な運営を確認した。また、平成 31 年 4 月から委託を開始する第四中学校、5 年目の委託更新の時期を迎える第六小学校、北野小学校、第六中学校の事業者をプロポーザル方式により決定し、平成 31 年 4 月の委託開始に向けて引継等準備を進めた。</p> <p>学校給食における市内産野菜の活用については、J A 東京むさしと連携し、児童・生徒に市内産野菜のおいしさ、都市農業の大切さを実感してもらうため、すべての市立小・中学校の給食において年 2 回、「三鷹産野菜の日」を実施した。7 月は同一日に同一献立（カレーライス）、1 月は全国学校給食週間の期間中に、すいとんなど各校で工夫を凝らした献立によって、市内産野菜を活用した給食を提供するなど、市内産野菜の使用率の向上に向けた取り組みを推進した。</p>

事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

学校給食調理業務の委託化については、学校給食運営協議会等の場で、委託業務の運営状況を確認しながら、引き続き、学校給食の充実と運営の安定化を図るとともに、新規委託校における給食調理業務の開始及び令和2年4月からの委託開始に向けて事業者の選定を進める。

「三鷹産野菜の日」実施に際し、公費負担を行うことの趣旨を連絡協議会の中で共有するとともに、学校給食における市内産野菜のさらなる使用率向上に向けた取り組みについて、検討・実施を進めていく。

No.9 学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施

平成 30 年度事業計画

目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施し、安全で快適な学校施設の整備を推進する。

平成 30 年度 of 取組について

目標	平成 29 年度に行った実施設計に基づき、第二小学校と第一中学校の長寿命化改修Ⅰ期工事を実施する。また、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくため、学校施設長寿命化計画（仮称）策定に向けて、全ての市立小・中学校を対象に施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査を実施する。なお、工事の実施にあたっては、国や東京都の補助制度を活用し、財源確保に努める。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・第二小学校長寿命化改修Ⅰ期工事の完了 ・第一中学校長寿命化改修Ⅰ期工事の完了 ・学校施設老朽化対策調査業務の完了 		
取組状況	<p>長寿命化改修工事については、国庫補助金及び都補助金を活用しながら、第二小学校及び第一中学校のⅠ期工事として、屋上防水、外壁改修、窓改修、照明改修に加え、非構造部材の耐震化、出入口スロープの設置等の工事を設計内容どおりに完了し、安全で快適な学校施設の整備を推進することができた。なお、事業費については、国庫補助金を確実に確保する観点から、平成 29 年度 3 月補正予算に計上し、明許繰越により平成 30 年度に実施している。</p> <p>また、老朽化対策調査業務においては、全ての市立小・中学校について、構造躯体の老朽度調査をはじめ非構造部材や各種設備の調査を実施し、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくための、学校施設長寿命化計画（仮称）策定に向けた基礎資料を作成することができた。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

令和元年度は、平成 30 年度に引き続き、第二小学校と第一中学校の長寿命化改修Ⅱ期工事を実施するとともに、老朽化対策調査の結果を基礎資料として、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくための学校施設長寿命化計画（仮称）の策定に取り組む。

No.10 快適な学校環境の整備

平成 30 年度事業計画

目標Ⅳ-2

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化を推進するとともに、老朽化した空調設備を更新し、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備する。

平成 30 年度の取組について

目標	学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化の推進として、羽沢小学校（Ⅱ期）、第六小学校（北校舎）、第六中学校（校舎全部）の改修工事を実施するとともに、第三中学校の空調設備改修工事設計業務に取り組み、快適な学校環境を整備する。工事の実施にあたっては、国や東京都の補助制度を活用し、財源確保に努める。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・羽沢小学校トイレ改修Ⅱ期工事の完了 ・第六小学校北校舎トイレ改修工事の完了 ・第六中学校トイレ改修工事の完了 ・第三中学校空調設備改修工事設計業務の完了 		
取組状況	<p>学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化については、国庫補助金及び都補助金を活用しながら、羽沢小学校（Ⅱ期）、第六小学校（北校舎）、第六中学校（校舎全部）の改修工事を設計内容どおりに完了し、快適な学校環境の整備を推進することができた。事業費については、国庫補助金を確実に確保する観点から、平成 29 年度 3 月補正予算に計上し、明許繰越により平成 30 年度に実施している。また、第三中学校の老朽化した空調設備についても、令和元年度の改修工事实施に向けて、現場調査と学校との協議を重ねながら、設計業務を完了した。</p> <p>なお、令和元年度当初予算で対応することとしていた、中原小学校（校舎Ⅰ期）、井口小学校（校舎・体育館）、第七中学校（校舎）、第四小学校（体育館）及び第六小学校（体育館）のトイレ改修工事については、事業の財源として国庫補助金をより確実に確保するため、平成 30 年度 3 月補正予算に計上し、令和元年度に実施することとしている。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

令和元年度は、学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化については、中原小学校（校舎Ⅰ期）、井口小学校（校舎・体育館）、第七中学校（校舎）、第四小学校（体育

館)及び第六小学校(体育館)において改修工事を実施するとともに、空調設備については、平成30年度的设计に基づき、第三中学校の空調設備改修工事を実施する。

さらに、夏季の熱中症対策や避難所としての機能強化等を図るため、第三小学校体育館にスポット型空調設備を整備するとともに、他の学校体育館についても、新たな荷重が加わることによる既存の構造への影響の調査をはじめ、受電設備の容量や室外機等の設置場所と周囲の状況等の確認を行うなど、今後の整備に向けた検討を進める。

No.11 学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施

平成 30 年度事業計画

特

担当課

総務課

事業の背景・目的

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校や住宅の塀が倒壊し、重大な事故が発生したことを受けて、市立小・中学校に設置されているブロック塀等について、点検、調査を実施するとともに周辺の安全性を確保する。

平成 30 年度の取組について

目標	<p>市立小・中学校に設置されているブロック塀等について、外観目視による緊急点検を実施するとともに、点検結果に基づき必要な改修工事を実施する。</p> <p>また、継続して使用する塀については、外観目視では確認できないブロック塀内部の鉄筋の状況等の詳細調査を実施し、安全性の確認を行う。</p>		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・外観目視による緊急点検の実施 ・点検結果に基づく必要な改修工事の実施 ・塀の内部についての詳細調査の実施 		
取組状況	<p>外観目視による緊急点検では、市立小・中学校全 22 校において、ブロック塀等の外観に関する建築基準法施行令の規定への適合性と損傷・劣化状況を確認した。点検の結果、道路に面する塀で法令に適合しないものはなかったが、隣地に面する塀及び学校敷地内の塀で、法令不適合等、改修が必要なものが 8 校 15 箇所判明したことから、予備費充当により予算措置を行い、国庫補助金及び都補助金を活用しながら、すべて年度内に改修工事を完了し安全性を確保した。</p> <p>さらなる安全確保のため、外観目視では確認できないブロック塀内部の詳細調査として、ブロック塀を保有する小・中学校 17 校 45 箇所について、非破壊の鉄筋探査による鉄筋の有無及び配置を確認するとともに、塀の一部をはつり取り、鉄筋の径及び基礎コンクリートとの接合部の定着状況を確認した。</p> <p>塀の内部の詳細調査の結果、3 校 4 箇所について改修が必要と判明したことから、事業費について、国庫補助金を確実に確保するため、平成 30 年度 3 月補正予算に計上し、繰越明許費を設定して、令和元年度に速やかに改修工事を実施することとした。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	<p>A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。）</p> <p>B:少し遅れた</p> <p>C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）</p>
	成果に対する評価	A	<p>S:目標を上回る成果を得た</p> <p>A:目標を達成できた</p> <p>B:おおむね目標を達成できた</p> <p>C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等</p>

今後の取組・課題

内部の詳細調査の結果から、改修を要するとされた第六小学校、第四中学校及び第五中学校の塀について、国庫補助金及び都補助金を活用しながら改修工事を実施し、安全な学校環境の整備を図る。

No.12 ICTを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新

平成30年度事業計画

目標Ⅳ-4

担当課

総務課

事業の背景・目的

平成30年度で契約期間が満了する教育ネットワークシステム（平成30年9月更新）及び校務支援システム（平成31年4月更新）の更新を行い、学習効果の向上や教員の校務事務の効率化を図る。システムの更新に際しては、校務系システムと学習系システムの分離構築など、セキュリティ対策の強化を図るとともに、新学習指導要領の実施を見据え、パソコン教室端末のタブレット化を実施し、児童・生徒が普通教室でタブレット端末を利用できる環境整備を行う。平成29年度に更新した大型提示装置の活用を全校で進めるとともに、ICT活用推進モデル校における短焦点プロジェクタ等の整備と実践により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたICT環境整備を行い、教育内容の充実を図る。

平成30年度の実施について

<p>目標</p>	<p>教育ネットワークシステムは、設計に基づいた構築を完了し、運用を開始する。 ICT活用推進モデル校における短焦点プロジェクタ等の整備を行い、運用を開始する。</p> <p>校務支援システムは、設計に基づいた構築を行い、各学校への操作研修を実施するなど、円滑な運用開始に向けた準備を進める。</p>
<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワークシステムの設計・構築及び運用開始 ・ICT活用推進モデル校の短焦点プロジェクタ等の整備 ・校務支援システムの設計・構築及び研修等の実施などの円滑な運用開始に向けた準備
<p>取組状況</p>	<p>教育ネットワークシステムの更新については、校務系システムと学習系システムの分離、メール無害化、データ暗号化などのセキュリティ対策の強化を図るとともに、パソコン教室端末のタブレット化を実施し、児童・生徒が普通教室及び特別教室で無線LANによりタブレット端末の利用ができる環境整備を行った。システム更新を予定どおり完了し、学園ごとの集合研修に加え、校長、副校長、学校ごとの教職員向け、コミュニティ・スクール推進員向けなど様々な研修を実施し、9月から運用を開始した。また、ICT活用推進モデル校として第一小学校の普通教室に短焦点プロジェクタ20台の設置及び児童用タブレット端末40台、教員提示用タブレット端末20台の整備（児童用タブレット端末は合計80台）を予定どおり完了し、9月から運用を開始した。</p> <p>校務支援システムについては、紙による出勤簿管理についてタッチパネルによる出退勤管理及びワークフローによる出張・休暇の電子申請・承認への変更、感染症システムとの連携機能や職員室設置の大型モニターによる情報共有（スケジュール、動静情報、児童・生徒の出欠情報などの表示）など、新たな機能を実装した校務支援システムの構築を予定どおり完了し、各学校への訪問研修・職層別（管理職、教務主任、教員、事務職、教育委員会職員など）の操作研修を行い、</p>

	令和元年度の円滑な運用開始に向けた準備を実施した。		
事業 評価	進捗状況に 対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に 対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

令和元年度は、更新後の教育ネットワークシステムを適切に運用するとともに、平成30年度に引き続きICT活用推進モデル校（第一小）での実践と新たに井口小学校をICT活用推進モデル校として短焦点プロジェクト等の整備を行い、「主体的・対話的で深い学び」を実現するICTの効果的な活用に向けた教員研修や授業研究を推進し、教育内容の充実を図る。

また、校務支援システムによる在校時間把握及びワークフロー機能（出張、休暇等の電子申請・承認）の利用により校務事務の削減を図る。

学校図書館システムについては、導入後（平成25年9月導入）5年以上が経過し、令和2年3月末にサポートが終了することから、システム更新を行う。

No.13 児童・生徒数の増減への適切な対応

平成 30 年度事業計画

目標Ⅳ-5

担当課

総務課・学務課

事業の背景・目的

市内の年少人口については増加傾向が続くことが予想されており、学級数の増加も想定されることから、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、一定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

こうした現状を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進める。

平成 30 年度の取組について

目標	<p>市内プロジェクト・チームにおいて全市域を対象に住宅開発の動向等を勘案した児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を行い適切な対応を行う。また、下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応方針に基づく、通学区域の変更については、保護者、地域への丁寧な周知を図った後に、規則の改正を行うとともに、新たな通学路の指定に向けた安全対策の検討を進める。</p>		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・市内プロジェクト・チームによる児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新と情報共有 ・通学区域の変更に向けた保護者等への説明・周知と規則改正 ・通学路の安全対策の検討 		
取組状況	<p>児童・生徒数及び学級数の将来推計については、住宅の開発状況等さまざまな要素を勘案した更新を行い、市内プロジェクト・チームにおいて、適切な対応の検討と情報共有を図った。</p> <p>下連雀五丁目第二地区（日本無線株式会社三鷹製作所跡地）開発事業への対応方針に基づく通学区域の変更については、春と秋の2回にわたり関係する学校の保護者や地域住民等への説明会を実施するとともに、民生委員や交通安全対策地区委員等へ周知を図った。各説明会での配付資料や議事録等についてはホームページにその内容を掲載するなど、広く周知を図った後に、通学区域の変更に関する規則改正を行った。</p> <p>また、通学区域の変更に伴い、新たな通学路の指定が必要になるため、市長部局と連携しながら安全対策の検討を進めた。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

今後は、通学区域の変更に伴う内容等について保護者、地域への丁寧な周知に努めるとともに、新たな通学路の指定と安全対策については、道路管理者や警察等の関係機関と連携して検討・実施するなど、児童・生徒の安全確保に向けた環境整備に取り組んでいく。

No.14 教育センターの耐震補強等工事の実施

平成 30 年度事業計画

目標Ⅳ-6

担当課

総務課

事業の背景・目的

学校教育の充実と振興を図るために昭和 55 年に設置した三鷹市教育センターについて、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、耐震補強等工事を平成 29 年度に引き続き実施する。

平成 30 年度の取組について

目標	三鷹市教育センター耐震補強等工事を予定どおり完了させ、円滑な再移転に向けて、空調機器保全整備等に取り組む。また、教育センター暫定施設の解体工事に向けた設計業務を行う。		
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センター耐震補強等工事の実施 ・教育センター耐震補強等工事完了後の再移転に向けた空調機器保全整備等の実施の取り組み ・教育センター暫定施設解体工事に向けた設計業務の実施 		
取組状況	<p>教育センターの耐震補強等工事は、平成 29 年度からの複数年の工事期間において安全に工事が完了し、建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器の LED 化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、3 階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行った。</p> <p>耐震補強等工事完了後は、平成 31 年 4 月末の再移転に向けて、空調機器保全整備等の付帯工事・作業に着手した。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり(計画以上の進捗を含む) B:少し遅れた C:大きく遅れた(行事等の開催が遅れた場合)
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

耐震補強等工事完了後は、平成 31 年 4 月末の再移転に向けて、空調機器保全整備や配線工事などを実施する。令和元年度は、教育センターへの円滑な再移転とともに、教育センター暫定施設の解体工事を設計に基づき実施する。

No.15 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

平成 30 年度事業計画

目標Ⅶ-1

担当課

図書館

事業の背景・目的

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、平成 29 年 12 月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定した。図書館の基本的な機能の充実と市民が交流する拠点として、めざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく点検・評価を実施し、利用者満足度向上に向けて取り組む。

平成 30 年度 of 取組について

目標	「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を推進する。
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進 ・「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に基づく点検・評価の実施

平成 29 年 12 月に策定した三鷹市立図書館の基本的運営方針に掲げるめざすべき図書館像の実現に向け、4つの柱を軸として基本理念に基づき、図書館活動を推進した。

1 数値目標に対する取組状況

	2017年度 実績	2018年度 実績	前年度比	目標値 (2022年度)
図書館の利用者数	895,508	861,641	△33,867	1,005,000
図書館の資料数	915,459	925,711	10,252	1,000,000
貸出点数	1,666,672	1,656,103	△10,569	1,750,000
予約点数	297,697	294,861	△2,836	307,000
有効登録者数	43,798	43,220	△578	48,000

取組
状況

図書館の利用者数、貸出点数、予約点数及び有効登録者数については、前年度実績と比較して減となっている。主な減要因は、東部図書館について、改修工事に伴いすべての図書館サービスを停止し、長期休館（平成 30 年 9 月 17 日～平成 31 年 3 月 20 日）したことによるものである。一方で、井の頭コミュニティ・センター図書室（以下「井の頭CC図書室」）と東部図書館周辺の移動図書館巡回ステーション利用実績が大幅に増加したことに加え、東部図書館休館中の移動図書館の巡回による代替サービスの利用実績が想定を超える実績となったことから減少の影響を縮減できた。

図書館の資料数については、三鷹市立図書館資料収集方針及び基準に基づき図書を購入、音源配信サービスとして提供しているナクソスミュージックライブラリーの配信点数の増加により、前年度比 10,252 点の増加となった。

2 図書館活動に対する取組状況

(1) 「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館

東部図書館は、耐震補強工事、空調設備、トイレ及び照明のLED化など設備を更新するとともに、読書・飲食・談話のできる交流スペースとして庭

のテラス化工事を行った。併せて、レイアウトの変更により、一般開架と児童開架のゾーニング、学習席を新設し、滞在・交流型図書館としてリニューアルオープンを迎え、多くの利用者がリニューアルした東部図書館を利用し始めている。

(2) すべての人に読書の楽しみを広げる図書館

太宰治をはじめとする三鷹市にゆかりのある文学者に関連する展示や国立天文台の協力による天文関連の展示（みたか太陽系ウォーク関連展示）を行うほか、児童文学作家 神沢利子さんから寄贈いただいた貴重な資料を活用し、神沢利子さんの作品世界を身近に感じ、楽しめる『くまの子ウーフコーナー』の設置、貴重な資料の公開展示「神沢利子さんのおくりもの展」及び関連する講演会を開催した。また、本との出会いの場を創出するため、各館で特色のあるテーマ図書の展示に加え、関係部署と共催し、展示及び図書コーナーを設置するなど多様な場面で本に触れる機会を提供した。

(3) 市民とともに歩み、交流する図書館

東部図書館では東部図書館サポーターを設立し、東部図書館フェスタの準備と運営、リニューアルオープンに向けた開館準備作業、リニューアルオープンセレモニーのお手伝いなど、職員とサポーターが協働し、地域に根づく図書館活動の基礎を築いた。

(4) 市民の期待に応える図書館

平成 29 年 7 月に連携を開始した井の頭 C C 図書室とは連絡調整会議を開催して、情報や課題を共有し、図書館（室）サービスの向上に努めた。また、「神沢利子さんのおくりもの展」や三鷹市の関係部署と市立図書館で行う展示やテーマ図書を井の頭 C C 図書室でも開催し、読書活動の推進を図った。

事業 評価	進捗状況 に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に に対する評価	B	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

図書館活動に対する利用者満足度の向上に向けては、三鷹市立図書館の基本的運営方針の着実な推進及び利用者の満足度を把握し、多面的に自己分析を行ったうえで点検・評価を実施し、市民に公開することが重要である。平成 31 年 3 月に実施した利用者アンケートの結果を分析し、点検・評価を適切に行い、課題点を洗い出し、新年度の図書館活動を改善する P D C A サイクル確立し、図書館活動の充実に向け、取り組んでいく。

No.16 東部図書館リニューアルに向けた取り組み

平成 30 年度事業計画

目標Ⅶ-5

担当課

図書館

事業の背景・目的

建設から 30 年を経過し、老朽化した図書館の施設・設備の長寿命化のため、三鷹市公共施設維持・保全計画 2022 と連携して、計画的な改修を実施する。各施設を改修するにあたっては、市民ニーズに合致するホスピタリティの高い滞在・交流型施設へのリニューアルに向けて取り組む。

平成 30 年度の取組について

目標	東部図書館の施設・設備の改修工事に合わせ、利用者の学びの場、人が集う場として滞在・交流型施設へリニューアルする。改修工事に伴う休館期間中は、代替サービスによる図書館サービスの提供を行う。市民との協働による魅力的な図書館活動をめざし、東部図書館サポーターを設立する。		
指標	(1) 滞在・交流型施設へのリニューアル (2) 移動図書館ひまわり号の巡回による代替サービスの提供 (3) 東部図書館サポーターの設立とサポーターの養成		
取組状況	<p>東部図書館は、平成 29 年度の実施設設計に基づき、耐震補強工事、空調設備、トイレ及び照明の LED 化などの設備を更新するとともに、読書・飲食・談話のできる交流スペースとして庭のテラス化工事を行った。また、レイアウトの変更により、一般開架と児童開架のゾーニング、学習席を新設し、平成 31 年 3 月 21 日に滞在・交流型図書館としてリニューアルオープンを迎えた。リニューアルオープン当日から、多くの利用者がリニューアルした東部図書館で快適に過ごしていただいている。</p> <p>東部図書館休館中の毎週土曜日及び日曜日に実施した移動図書館車巡回による代替サービスでは、「牟礼七丁目小広場」をステーションとし、50 日間（1 日当たり午前 1.5 時間、午後 2 時間の滞在）の巡回で貸出者数 5,931 人、貸出点数 20,236 点の利用実績となり、代替サービスとして十分な役割を果たすことができた。</p> <p>平成 29 年度に開催したサポーター懇談会を機に、東部図書館サポーターを設立し、東部図書館フェスタの準備と運営、リニューアルオープンに向けた開館準備作業、リニューアルオープンセレモニーの運営など職員とサポーターが協働し、魅力的な図書館活動に向けた基礎を築いた。</p>		
事業評価	進捗状況に対する評価	A	A:計画どおり（計画以上の進捗を含む。） B:少し遅れた C:大きく遅れた（行事等の開催が遅れた場合）
	成果に対する評価	A	S:目標を上回る成果を得た A:目標を達成できた B:おおむね目標を達成できた C:目標を達成できなかった、または取組方針の変更等

今後の取組・課題

滞在・交流型施設としてリニューアルした東部図書館は、図書館サービスの質の向上に加え、東部図書館サポーターとの協働による魅力的な図書館活動により、市民が集い、学ぶことのできる地域に根付く図書館をめざし、取り組んでいく。

また、三鷹図書館（本館）及び西部図書館の施設・設備を適切に維持するため、都市整備部公共施設課と連携し、改修に向けて取り組んでいく。

第3 学識経験者の知見の活用

令和元年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）」を実施するに当たり、その点検・評価をより有効なものとするため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、資料、情報等の提供を行うとともに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」を開催して学識経験者と教育委員会事務局職員との意見交換を行い、点検・評価に関する意見を求めた。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催

(1) 開催日時

令和元年5月27日（月）
午前9時30分から11時30分まで

(2) 開催場所

三鷹市教育センター 第一中研修室

(3) 出席者

ア 学識経験者

和田 孝氏 （帝京大学教育学部長）
木幡 敬史氏 （嘉悦大学ビジネス創造学部長）

イ 教育委員会事務局

宮崎 望 （教育部長・調整担当部長）
高松 真也 （総務課長）
田島 康義 （総務課施設・教育センター担当課長）
金木 恵 （学務課長）
田中 容子 （学務課教育支援担当課長・指導課支援教育担当課長・総合教育相談室長）
松永 透 （指導課長）
福島 健明 （指導課教育施策担当課長）
鈴木 恭子 （指導課統括指導主事）
田中 博文 （三鷹図書館長）

2 点検・評価に関する学識経験者からの意見

令和元年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 30 年度分）」について、2名の学識経験者からご意見を頂いたので、次のとおり、報告する。

和田 孝氏	(帝京大学教育学部長)・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 41
木幡 敬史氏	(嘉悦大学ビジネス創造学部長)・・・・・・・・・・・・	P. 46

1 総括評価

「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 30 年度分）に係る個別評価表」並びに関係資料に基づき、関係各課からのヒアリングを実施し、点検・評価対象の 16 事業の評価を行った。

- (1) 今年度の点検・評価対象事業は 16 事業であるが、このうち緊急対応が求められた「No.11 学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施」以外の 15 事業については、昨年度も対象事業となっている。[最重点施策]としての事業が継続的な点検・評価の対象となることには意義があると考え、他の事業も幅広く対象とすることもあっていいのではないかと考える。点検・評価対象となる事業の選定条件や過程などの説明を求めたい。

また、「平成 30 年度 基本方針と事業計画」に記載されている[事業計画]の内容と「点検及び評価に係る個別評価表」の目標・取り組み状況の各項目が必ずしも一致していないことから、「個別評価表」に記載された事業についての点検・評価の状況は理解できるが、施策目標がどこまで達成されているのかが把握しにくい。点検・評価のまとめでその状況について触れてもらいたい。

上記のような課題はあるものの、本年度についても引き続き、各事業の充実・発展、完了に向けた取り組みが着実に推進されている。

- (2) 新学習指導要領の求める児童・生徒の資質・能力の向上を目指した学習内容・カリキュラムを「小・中一貫カリキュラム」として作成されたご努力・ご尽力に敬意を表したい。今後の学習においては、小・中学校の 9 年間を通した連続した学習が効果的に行われる必要があるが、三鷹市におけるこれまでの小・中一貫教育の充実の過程で構築されてきた校種を超えた教員の連携・協働、教員研修などが十分に生かされるものとする。特に、小学校英語の実施に向けた教員研修や中学校における「特別の教科 道徳」については、これまでの中学校における英語科の指導や小学校における道徳の時間の実践を生かし、その連携を図っていくことが求められており、その方向性を踏まえた研修が進められている。知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実に向けた諸事業やそれを支える教員の育成が計画的に展開されていると考える。
- (3) 学校施設・環境の整備や安全性の確保 (No.9, 10, 11) については、どれも喫緊の課題であり、先送りのできない案件である。また、年度単位の個別の対応に加え、今後数十年のスパンで検討しなければならない根本的な対応も求められている。財源の問題もあるが、今後早急に、市としてのビジョンを示しながら子ども達の安心・安全を確保できる学校の整備・環境となることを望みたい。現状における施設・設備の整備等が計画通りに順調に進められていることは、児童・生徒の教育活動が安全に、快適に行われることであり、そのご尽力に敬意を表したい。
- (4) 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」をもとに展開された 4 つの柱となる事業が着実に具体化されて実施されている。評価としては、今後のアンケートの実施等によっ

てさらに検証されていくものと思われるが、施設の快適な使用やすべての人が読書を楽しめる取り組み等が利用者の利便性を向上させている。また、東部図書館のリニューアルに向けた取り組みにみられる滞在・交流型施設の活用なども、市民の豊かな読書を推進するものである。

(5) 評価対象の16事業について、「進捗状況に対する評価」のすべてが「A」、「成果に対する評価」については、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進のみがBであり、その他がAと自己評価がなされているが、事業目標・指標に基づいた妥当な評価であると考えられる。

2 個別事業評価

(学校教育関係)

№.1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

三鷹市のコミュニティ・スクールが、持続可能で発展的な体制づくりに常に取り組んでいることがわかる。「コミュニティ・スクール委員会」の学園単位の学校運営協議会としての一本化、学校関係者評価の実施・公開、「コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会」「学園長とコミュニティ・スクール会長・副会長との合同連絡会」「コミュニティ・スクール会長連絡会」等の開催など組織の中心となる担当者間の情報共有・連携、併せて「学校支援者養成講座」への多数の参加者などにみられる運営への協力体制づくりである。各組織のリーダーの交代もある中、理念や体制の維持・発展が先見性をもち、計画的に進められている。

また、「コミュニティ・スクールガイド」に掲載されているわかりやすい説明や多彩な活動は各地区の豊かな教育活動・地域活動を魅力的に紹介している。

なお、指標「市立小学校卒業生の市立中学校への進学者数の割合の増加」については、多様な価値観により教育が選択される今日において、適切な指標であるか検討の余地がある。

№.2 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の実践と仕上げ

三鷹市において学習指導要領の改訂に対応した市独自の「小・中一貫カリキュラム」が完成し、その周知及び授業実践に向けた「小・中学校合同研修会」が実施されたことは、高く評価に値する。特に、今回の学習指導要領は、学習内容の改訂に留まらず、学習意欲の向上や学習方法に関わる事項も多く、9年間の学びとして継続性や発展性が求められることから、小・中学校の接続・連携が重視される。三鷹市の小・中一貫教育では、これまでの取り組みを強みとして生かし、児童・生徒の学力向上につなげることができるものと期待している。

№.3 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

「三鷹市教育ビジョン2022(第1次改定)」で目指す、知・徳・体の調和のとれた「人間力」「社会力」の育成が、各学校において「小・中一貫カリキュラム」「三鷹『学び』のスタンダード」を共通アイテムとして活用するとともに、指導課を中心とした教員研修や指導課訪問、訪問指導などがきめ細かく実施され、教員の指導力の向上を図りなが

ら進められていることが理解できる。小学校英語や「特別の教科 道徳」について、教員が自信をもって取り組めるよう今後も適切な指導・支援をお願いしたい。

No.4 いじめの未然防止・早期発見に向けた対策の推進

三鷹市の「学校いじめ防止基本方針」に基づいた各学校の取り組みが進められ、特に児童会や生徒会の活動として、自発的自治的な活動が各学校の実態に応じ、年間を通して多様な場面や内容として展開されており、いじめ予防に関する児童・生徒の意識を高めているものと考えられる。教員のアンケート調査の確実な実施や早期発見・早期対応により、いじめの認知や解消に向けた取り組みに期待する。

なお、小・中一貫カリキュラム（ICT教育）に情報モラル教育を位置づけたことも評価できる。

No.5 教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開

喫緊の対応として「校内通級教室」の運用があるが、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づいて、巡回指導教員の確保や学級担任との連携がスムーズに行われている。対象児童が倍増する中で、児童の課題発見や行動観察、諸検査の実施などがきめ細かく実施されている。

子どもの貧困対策として、スクールソーシャルワークの強化として教育相談員、就学相談員、市配置のスクールカウンセラーが小・中一貫した支援を行うなどの取り組みが行われ成果をあげている。

No.6 学校における働き方改革の推進

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づいた副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー機能を担うスクールカウンセラー、部活動指導員の配置が開始・拡充され、教員の負担軽減の取り組みが緒に就いた。当初の計画は進められたが、まだ配置状況は不十分であり、その成果を今後検証する必要がある。

（施設設備等関係）

No.7 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

全小学校の通学路への防犯カメラが設置されたり、登下校時の児童・生徒の安全確保対策として通学路の緊急点検等を実施して、危険箇所などの改善を図ったりするなどの取り組みは評価できる。今年度に入ってから、子ども達を巻き込んださまざまな事件・事故が発生していることなどから、設備等の整備と併せて、教職員等の一層の危機管理意識を高めることや日常の点検なども地域と協力して油断なく行う必要がある。

No.8 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用

学校給食調理業務の委託業者の更新・選定の基準は示されていないが、給食の内容と安定した運営となるように適正な手順により委託業者を選定していただきたい。「三鷹産野菜の日」は、総合的な学習の時間、社会科等との学習と関連させることにより、食育や「社会力」の育成、キャリア教育との関連が図れるものとする。

№.9 学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施

本年度に該当する学校の長寿命化改修工事が完了するとともに、校舎の老朽化対策調査業務が進められ、学校施設長寿命化計画（仮称）策定に向けた基礎資料が作成されたことから、今後の検討作業が順調に進められることを期待する。

№.10 快適な学校環境の整備

本年度に予定されていた改修工事が無事終了し、該当校の児童・生徒が快適な学校生活を送れるものと考えられる。次年度以降の計画的な改修工事が実施されることを願う。

№.11 学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施

地震による重大な事故により若い命が失われたことによる緊急の点検作業を短期間実施し、予算措置のできた改修工事を年度内に終了できたことは、評価したい。内部の詳細調査の結果から、改修を要するとされた3校4箇所の塀についても、危機管理の観点から、さらに早急な対応を期待する。

№.12 ICTを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新

教育ネットワークの更新が実施され普通教室及び特別教室においてタブレット端末の利用環境等が整ったことは、児童・生徒の学習活動が円滑に実施されることになり、評価したい。また、新たな機能を実装した校務支援システムの導入や操作研修の実施については、教員の事務軽減にもつながるものと考ええる。ICT活用推進モデル校の研究成果を踏まえて、各学校のタブレットや機器の整備を進めていただきたい。

№.13 児童・生徒数の増減への適切な対応

児童・生徒数及び学級数の将来推計に基づき庁内プロジェクト・チームにおいて適切な対応について情報共有のもとに検討が進められているとのことであり、今後も諸条件を踏まえた検討がなされることを期待する。また、学区や通学路の変更に当たっては、地域住民への丁寧な説明や児童・生徒の安全を第一とした慎重かつ丁寧な対応をお願いしたい。

№.14 教育センターの耐震補強等工事の実施

教育センターの耐震補強等工事が予定通りに完了し、快適・安全に執務に当たれることと考える。

（生涯学習関係）

№.15 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」をもとに展開された4つの柱の事業が着実に実施され、施設の快適な使用やすべての人が読書を楽しむことができるなど、利用者の利便性を向上させていることから、今後の利用者数の増加などが期待できる。

No.16 東部図書館リニューアルに向けた取り組み

東部図書館のリニューアルにおいて、耐震補強工事や空調設備等の更新に加え、読書・飲食・談話のできる交流スペースとして庭のテラス化などに取り組んでおり、各施設の状況に応じた工夫があり、滞在・交流型施設としての活用を通して、市民の豊かな読書を推進するものになると考える。

以上

和田 孝氏 略歴

専門は特別活動論、教職論等。東京教育大学卒業。東京都公立中学校教諭、東京都教育庁中学校教育指導課指導主事、青梅市及び調布市教育委員会指導主事、青梅市教育委員会指導室長、東京都教育庁職員課主任管理主事、東京都公立中学校長などを経て、2008年帝京大学准教授、2010年より同大学教授。教育学部教育文化学科長、同大学教職センター長兼務を経て現職。この間、八王子市教育委員、調布市立中学校の学校選択制検証委員会委員長、青梅市総合長期計画審議会委員、三鷹市いじめ問題対策協議会会長、八王子市教育振興基本計画策定検討会座長を務める。

1. コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

平成 18 年度のにしみたか学園開園より、三鷹市のコミュニティ・スクール、小・中一貫教育は日本の教育の先進事例として各地から着目されている。開園から 10 年が経ち、制度の運用としては一つの使命を果たし、教育活動の充実が図られたといえる。事業の立ち上げと拡充段階における制度的使命を終えたと考えれば、今後は教育の充実度合いに着目した評価が求められる。具体的な指標については、「市立中学校への進学者数の割合の増加」、「学校支援ボランティアの登録者数及び参加者数の増加」とあるが、教育の充実という視点で考えれば指標の改善が必要である。市内の子どもと保護者にとって、三鷹市の公立中学校に進学したことが本人の成長にどのような良い影響を与えたのか、また、ボランティアに参加した人々が、その活動を通して何を達成することができたのか、という質的な視点で議論を深め、実践を改善することでより意義のある教育活動につながると考えられる。

学園・学校評価については、法令に基づいた評価が各学園にて行われていると判断できる。しかし、三鷹市にとっての本質的な学校改善サイクルを機能させるためには、各学園での工夫や新たな取組とその成果・課題を積極的に学園間で共有し、相互参照しながら学校経営を改善する仕組みを充実させることが重要と考える。

2. 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の実践と仕上げ

本カリキュラムは三鷹市の小・中一貫教育の核心部分であり、恒常的に評価・検証を積み重ねる必要がある。本カリキュラムは開園以来、各学園の学園研究会をカリキュラムの研修授業として位置づけるとともに、「三鷹市立小・中合同研修会」を中心に周知と活用が行われてきた。9 年間の連続性と系統性という制度的考え方に基づき、学習のつまずき、立ち戻り、結びつきを意識する指導は、子どもたち一人ひとりに寄り添う教育として今後も充実させることが重要である。

地域の特性に応じた「学園版カリキュラム」については大きな期待を感じられる。各学園のコミュニティ・スクール委員会が中心となってカリキュラムの構築と実践を目指す一方で、その実現のための授業時数の設定や人的支援の在り方について行政からの支援が期待される。

3. 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)は、平成 25 年度の全国学力・学習状況調査の結果を分析した結果から、望ましい学習習慣を 6 つ設定したものである。この「『学び』のスタンダード」について、市教育委員会が設定・活用を継続するのであれば、最新の結果を分析した上で、視点を提示することが求められる。

体育指導の充実が図られたことにより、小・中学校の子どもの体力が向上した(東京都の平均を上回った)とあるが、そもそも東京都の平均がどのような意味を持つ数値であるのか、説明と理解が必要である。

三鷹市の学力定着度については、民間の多様な教育サービス（塾や家庭教師、ICT活用教材等）が充実する環境の中で、学校教員の授業の質や在り方について熟考する状況にあると考える。

4. いじめの未然防止・早期発見に向けた対策の推進

三鷹市では、市レベル、学校レベルでのいじめ防止対策が講じられている。いじめが子どもの学習や成長の妨げにならぬよう、日々の指導の中で組織的に子どもを守るべきことは言うまでもないことである。評価指標として、いじめの解消率が改善傾向にあることは評価できる。

多様な背景をもつ家庭が増える中で、教員個人の指導力に依存するのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との情報共有を積極的に進め、問題発生後の対応はもちろん、日常的な子どもの様子の看取りを進めることが重要である。

5. 教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開

平成31年3月に「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」として中学校も含めた施策となったことを評価したい。今後、中学校においてニーズのある子どもへの対応が組織的に充実していくことが期待されるが、個々の教員への業務分担が過度なものにならないよう、支援者の常勤・常駐化も視野に入れ、設置者として適切な人事支援に対する評価・検証が必要である。

ユニバーサルデザインの視点からの「誰にでもわかりやすい授業」は、学習の定着に一定の効果があると期待できる。特別支援に限らず、通常指導においてもその理念を具現化することで定着度合いが高まる可能性がある。一層の充実を期待する。

6. 学校における働き方改革の推進

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、3つの施策が着実に推進されることを期待する。特に、公立の小・中学校では教員に学校事務の業務分担が「あたりまえ」として課せられている現状を認識していただきたい。教員に本来の職務を全うしてもらうために、学校事務員の拡充、スクール・サポート・スタッフの活用が期待される。

7. 児童・生徒の安全を見守る体制の充実

殺傷や交通事故等、子どもが被害者となる事件が後を絶たない。しかし、学校は地域とともに、地域に出て学ぶことを止めてはならないと考える。子どもたちが安全に学校の外で学べる環境を創らなければ、三鷹市の教育は成り立たない。学校教育には限界があるという認識のもと、首長部局、関連機関・団体と連携を取り、防犯カメラの設置後の効果検証を行うとともに、地域の防犯力の向上が図られるよう、子どもの安全確保に係る取組を進めていただきたい。

8. 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用
給食委託業務の業者選定については円滑に実施されている。また、学校給食運営協議会において課題の把握と改善に向けた取組が行われている。
市内産の野菜については、食育の視点もふまえ、子どもたちが自分たちのふるさとや故郷を学ぶ機会が充実することを期待する。
9. 学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施
学校施設の老朽化対策、耐震化は事業目標の通り、着実に推進している。今後の工事については、国や東京都の補助制度のもと、学校施設長寿命化計画（仮称）に従って全校に対応することが求められる。
10. 快適な学校環境の整備
学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化、空調設備の更新等、子どもたちが学校で快適に学習するための環境整備が順次進められている。今後、夏季の熱中症対策の設備整備、また防災避難所としての学校設備機能について、首長部局と連携し、さらに環境が充実することを望む。
11. 学校施設のブロック塀等の緊急点検の実施
事業 No. 9 と関連する施策と考えられるが、市内の学校設備に対して緊急点検を行い、予備費充当による予算措置によって速やかに改修工事を実施し、安全性を確保した点は高く評価できる。調査対象をブロック塀に限らず、他の要因も想定した上で、安全な環境整備が推進されることを望む。
12. ICTを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新
ICT活用推進については、電子黒板機能を備えた大型提示装置の更新が続いている。ICT活用推進モデル校の取組において、大型のテレビモニターから短焦点プロジェクタに変更したことが、運用コスト面からの機種変更か、それとも従来機器と比較し、教育内容の充実の可能性が高まることなのかは不明である。いずれにせよ、小・中一貫カリキュラムの推進を中心にした場合のICT利用の関連性について課題を整理し、必要な機器を整備することが求められる。
校務支援システムについては、働き方改革の一環として考えられる。現在は、新システム導入期にあるが、今後、導入によって校務処理の効率化が図られたか、検証・改善が必要である。
13. 児童・生徒数の増減への適切な対応
国内の年少人口が減少する中、三鷹市では年少人口が増加傾向にある。一方で、市内での地域差も発生している。庁内プロジェクトチームによる将来予測シミュレーションの適切性については引き続き絶えざる検証が必要であるが、通学区域の変更に伴う保護者や地域への説明等については丁寧な説明がされることを期待する。

また、首長部局と連携しながら安全対策が取られることを望む。

14. 教育センターの耐震補強等工事の実施

三鷹市教育センターの耐震補強等工事が計画に基づき遂行されている。センター職員の業務環境が整備されることによって、支障なく職務が遂行されることは評価できる。教育センターは三鷹市の教職員、関連団体との会議・研修、視察等への対応に利用される機会が多く、三鷹市の教育を代表する施設として機能することを望む。

15. 「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

平成 29 年 12 月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定し、めざす図書館像とその実現に向けた取組を行い、点検・評価のサイクルを構築している点は大きく評価できる。数値目標に対する取組状況及びデータの分析について、妥当な推論がなされていると判断できる。

三鷹市はすべての学校図書館に司書が配置されている先進的な自治体である。子どもたちの学習に図書館が果たす役割は非常に大きい。子どもたちが知識と出会う場を積極的に創ることが今後の図書館の役割となる。また、地域の知の交流の場としての図書館に大きな期待をしている。

16. 東部図書館リニューアルに向けた取り組み

図書館を「滞在・交流型施設」へとリニューアルする試みや図書館サポーターの試みは、三鷹らしい先進的な取組である。地域の子どもたちにとって、学校以外の居場所に選択肢を創り、地域の図書館がその一つになることは望ましい図書館像である。

本の貸出点数は確かに K P I の一つではあるが、三鷹の図書館が目指す「滞在・交流型施設」としての K P I が設定されることを望む。

※ K P I (Key Performance Indicators) : 組織目標の達成度を評価するための主要業績評価指標

【総評】

三鷹市教育委員会による「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 30 年度分）に係る個別評価」は適切に実施されていると判断できる。三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育は全国の自治体から注目され、他の学校にとっての先駆者であった。市民が支える学校も 10 年が経ち、制度が確立した一方で、支える担い手も代わっていく。しかし、この 10 年で生まれた伝統は「子どものために話し合う」ということである。新たな担い手と熟考を重ねる場を継続することで、三鷹市の子どもたちにとってより良い教育が実現できるものと考えている。

木幡 敬史氏 略歴

嘉悦大学ビジネス創造学部長。専門は教育政策、評価情報デザイン等。慶應義塾大学大学院博士課程修了。2003年から千葉商科大学非常勤講師、慶應義塾大学大学院COE研究員（RA）、嘉悦大学准教授、教授を経て、現職。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別研究講師を兼務。この間、浦幌町、浜松市、大槌市のコミュニティ・スクールの運営に関して助言を行うほか、三鷹市においても三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会委員、また各学園の学園評価に関する研修講師を務めるなど、多数の自治体のコミュニティ・スクール運営及び評価・検証に携わっている。

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（平成 30 年度分）報告書

令和元年 7 月発行

発行：三鷹市教育委員会

編集：三鷹市教育委員会事務局教育部総務課

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目 11 番 7 号

TEL：0422-45-1151 内線 3213